

令和4年度後期分 授業料の免除等について

目 次

1. 申請における注意事項
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請について
 - (1) 授業料免除
 - (2) 特別選考による授業料免除
 - (3) 授業料徴収猶予

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

《授業料免除等出願者の個人情報について》

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

☆柏原キャンパス所属の学生

学生支援課奨学厚生係 072-978-3305

(取扱時間 平日9時～12時, 13時～17時)

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

☆天王寺キャンパス所属の学生

天王寺地区総務課学務係 06-6775-6605

(取扱時間 平日13時～21時30分)

Mail rnjtg@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に帰国中で本人持参ができない場合は、事前にご相談ください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容は学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

1. 申請における注意事項

• 授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。
(前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。)

• 選考とその結果について

後期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。
授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。
そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

• 授業料免除・徴収猶予の選考結果の郵送について

申請者全員に、12月下旬～1月上旬に本人あてに郵送する予定です。

大学に届出のある住所に郵送しますので、申請後、住所変更等が生じた場合は必ず学生支援課奨学厚生係(天王寺キャンパス所属学生は天王寺地区総務課学務係)にて住所変更の届出を行ってください。
変更届出を忘れた等理由として選考結果が届かなかったことによる責任は負いかねます。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出してくる申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の不提出に関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不足書類のないように提出してください。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請について

(1) 授業料免除

1 免除対象者

(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者(下記の「2学力評価基準」参照)

(2) 令和4年4月から令和4年9月末までの間に本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者(※学資負担者とは、日本で生計を一にする家族を指します。)

ただし、次の者については選考の対象としません。

- ① 令和4年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和4年9月30日の時点で、令和4年度前期分の授業料を納付していない者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

2 学力評価基準

下記は令和4年度後期申請分の基準です。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも免除の対象となりません。

次表の修得単位数及び学力評価点以上の者を適格者とします。

(注) 修得単位数とは令和4年9月末までの修得単位数

回 生	修得単位数		学力評価点
	教育学研究科	連合教職大学院	
大学院 1	8 (5)	12 (8)	21.0
大学院 2	22 (15)	35 (23)	
大学院 3	— (25)	— (38)	

() は長期履修・教員免許取得プログラム学生

●学力評価点の算定方法

令和4年9月末までの成績を基に、次の算式により得た数値(小数点第2位を四捨五入)

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格, 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

3 受付方法

◆ 申請書受付期間等

【柏原キャンパス所属学生】

申請については原則、申請書類を「持参」することとします。

令和4年9月1日（木）～ 10月12日（水） 9:00 ～ 16:00

受付会場 学生支援課窓口（柏原キャンパス事務局棟3階）

【天王寺キャンパス所属学生】

申請については原則、申請書類を「郵送」することとします。

令和4年10月12日（水）必着

〈郵送先〉

天王寺地区総務課学務係

住所 〒543-0054 大阪府大阪市天王寺区南河堀町 4-88

☆やむを得ない事情により、受付期間中に入国ができず、持参できない場合は、件名に「学籍番号」・「氏名」と「後期授業料免除申請について」と記載し、本文に窓口に書類を持参できない理由を記載し、【10月6日（木）】までに以下メールアドレスにご連絡ください。

Email:syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

【提出についての注意事項】

☆申請にあたっては、極力、申請書類及び証明書等の提出書類に不備が無いようにしておいてください。不備がある場合は期日を指定して補正を行っていただきます。

☆申請書及び証明書類に記載された事項（所得の種類、扶養人数など）について、申請者自身が説明できるようにご準備ください。

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

収入に関する書類などが間に合わない場合は、「4 提出書類」の内、

① 令和4年度後期分授業料免除願（様式1）、

②家庭状況調書（様式2）

①・②以外で提出できる書類

を提出してください。（期日を指定して補正を行っていただきます。）

4 提出書類

(1) 本人のみで独立して生計を立てている場合（同居家族が日本にいない場合）

① 令和4年度後期分授業料免除願 (私費外国人留学生用)(様式1)	
② 家庭状況調書(様式2)	
③ 家計状況調書(私費外国人留学生用)(様式3) ◎ 指導教員の面接を受け、経済状況を説明し、所見を記入して署名又は押印していただいでください。 (受付日に間に合わない場合は、所見・押印がない状態のコピーを提出してください。)	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月間の平均収入及び支出を記入してください。 入学料・授業料は計算に入れる必要はありません。 収入月額の1.2倍を推定年収とします。 本国からの送金についての申立の欄には、どのような方法で、いつ、どのくらい送金されるのか記入してください。
④ 授業料免除申請書類チェックリスト(様式8)	提出しなければならない書類は「該当」の欄に、不足している書類は「不足」欄に✓してください。
⑤ 令和4年度(令和3年分)所得・課税証明書又は非課税証明書(市区町村発行)	<ul style="list-style-type: none"> 所得が0円でも発行されます。 2021年1月以降に入国した場合は、所得証明書が発行されません。入国年月日を4(1)①の様式1の用紙に記入してください。
⑥ 「住民票」	市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記したもの
⑦ 資格外活動許可書のコピー	パスポートの当該箇所のコピーでも構いません。
⑧ 収入に関する証明書	「年収・アルバイト収入(見込)証明書」(様式4)又は「給与明細書」(最近3カ月分)のコピーを提出してください。
⑨ 奨学金に関する証明書(様式5) 給付型奨学金を受給していた、もしくは受給することが決定している場合に提出してください。 貸与型奨学金は含みません。 給付型奨学金とは、「返還義務のない奨学金」のことです。	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に受給した給付型奨学金があれば、支給機関からの通知書のコピー等受給額と期間のわかるものを添付してください。(本学出身者・在学生で、本学国際室で確認印がもらえる場合は「家庭状況調書」の本人の状況の欄に「担当者確認印」を押印してもらってください。)
⑩ 預金通帳のコピー又は預貯金残高証明	親戚等からの援助や預貯金で生計を立てている場合に提出してください。
⑪ 通帳等のコピー(本国からの送金の確認)	本国から送金がある場合に、通帳等の送金が確認できるページのコピーを提出してください。

(2) 日本で同居する家族がいる場合(生計を一にする家族が日本にいる場合)

(1)の①～⑪のうち該当する書類すべてと下記の⑫～⑱の書類

⑫ 「住民票」市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記したもの	配偶者等世帯全員分
⑬ 令和4年度(令和3年分)所得・課税証明書又は非課税証明書(市区町村発行)	配偶者等世帯全員分
⑭ 収入に関する証明書	配偶者等世帯全員分
⑮ 奨学金に関する証明書(様式5)	同居する家族に給付型奨学金受給者がいる場合
⑯ 在学証明書(申請直近のもの)	高校・専門学校・大学に在籍する者がいる場合
⑰ 障害者手帳等のコピー	同居する家族に障害者等がいる場合
⑱ 授業料免除実施状況証明書(様式6)	同居する家族に国立学校に在籍する者がいる場合

5 その他

授業料免除申請者(申請書類を受理された者)については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予します。

(2) 特別選考による授業料免除

この制度は、下記の家庭事情によって授業料の納付が極めて困難であると認められた者に対して、学力評価基準を緩和して特別に選考を行うものです。

特別選考における学力評価基準は、修得単位数のみとし、学力評価点は問いません。

ただし、家計評価基準については通常の授業料免除制度と同様とするので、特別選考に申請した者が優先される制度ではありません。

選考の結果、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されますが、申請者全員が免除されるものではありません。

1 免除対象者（本人及び日本に在住する同一生計の家族）

- (1) 本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等にあつて大学に入学した者である場合
- (2) 本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合
- (3) 学資負担者が長期療養中で、収入を得ることが困難な場合
- (4) 申請時期の1年以内に学資負担者が自己破産している場合
- (5) 学資負担者が生活保護を受けている場合
- (6) 前各号に準ずる者であつて、学長が相当と認める事由がある場合

ただし、次の者については、特別選考の対象としません。

- ① 令和4年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和4年9月30日の時点で、令和4年度前期分の授業料を納付していない者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者（休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。）
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

2 学力評価基準

下記は令和4年度後期申請分の基準です。

次表の修得単位数以上の者を適格者とします。

(注) 修得単位数とは令和4年9月までの修得単位数

回 生	修得単位数	
	教育学研究科	連合教職大学院
大学院 1	6 (4)	10 (6)
大学院 2	18 (12)	28 (18)
大学院 3	— (20)	— (30)

() は長期履修・教員免許取得プログラム学生

3 受付期間等

P3「3 受付方法」のとおり

4 提出書類

P4「4 提出書類」のほかに、「令和4年度後期分授業料特別選考免除願」(様式7)を提出してください。

(3) 授業料徴収猶予の申請について

経済的理由により納付期限（後期分2月）までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対し、本人の申請に基づき選考の上、授業料の徴収猶予（納付期限延長）を認める制度です。

授業料免除結果が半額免除となった場合は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

1 提出書類

●授業料免除申請と同時に行う場合

「令和4年度後期分授業料免除願」（様式1）の最下段『徴収猶予を希望します』を○で囲んでください。

●授業料の徴収猶予のみを申請する場合

「令和4年度後期分徴収猶予願」（様式11）・家庭状況調書（様式12）及び

P4「4 提出書類」に記載の③～⑱（⑫～⑱は該当者のみ）

を提出してください。

2 受付期間

授業料免除申請と同時期（P3「3 受付方法」参照）

3 猶予期限

猶予を許可された場合、令和5年2月末日まで後期分授業料の納付が猶予されます。

4 徴収猶予の可否

郵送により、本人あてに通知します。（授業料免除申請と同時にいった方は授業料免除結果と同時に通知します。）